

令和5年6月 白杵市農業委員会定例総会議事録

令和5年6月2日（金）午前9時30分より、白杵市役所野津庁舎 3階会議室において、会長が6月定例総会を招集した。
本日の出席委員は次のとおりであった。

出席委員

議長 小橋 勇二 会長											
1番 後藤 聖憲 委員	2番 藤嶋 祐美 委員	3番 二村 啓二 委員	4番 城野 幸司 委員								
5番 土田 忠公 委員	6番 野上 政憲 委員	7番 佐藤 幸子 委員	8番 竹尾 奈美 委員								
9番 柳井 博之 委員	10番 後藤 博幸 委員	11番 中野 定重 委員									

農業委員会事務局職員

阿南 哲也 局長 古賀 慎一 次長 首藤 英二 主幹

農林振興課職員

大津 賢治 主幹

付議議案

議案第33号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第34号 非農地証明願いについて
議案第35号 農用地利用集積計画の決定について
議案第36号 農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について

局 長 これより議案について審議をよろしくお願ひ致します。

議長につきましては、臼杵市農業委員会 会議規則第7条の規定によりまして、小橋会長にお願いを致します。

議 長 それでは議長を務めさせていただきます。議事に先立ち、委員の定足数を局長が報告致します。

局 長 定足数の報告を致します。委員総数12名中、本日は全員が出席となっております。

よって、臼杵市農業委員会 会議規則第6条の規定により、出席委員数が過半数となっておりますので、本日の会議が成立していることを報告致します。

議 長 次に、議事録署名委員の選任ですが、私に一任いただけるでしょうか。

－異議なし－

議 長 それでは、議席番号3番 二村 啓二委員と、議席番号4番 城野 幸司委員に議事録署名をお願い致します。

議 長 議案審議に入ります。

議案第33号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願い致します。

次 長 議案書の1ページをご覧ください。

議案第33号 農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条第1項の規定により、農地の所有権を移転（賃借権、使用賃借権を設定）することについて許可申請書の提出が下記のとおりあったので提案する。

令和5年6月2日 臼杵市農業委員会 会長 小橋 勇二

番号1、(田) 1,452 m² を、耕地の拡張を図るため所有権を移転するものです。

番号2、(田) 1,198 m² を、耕地の拡張を図るため所有権を移転するものです。

番号3、(畑) 221 m² を、耕地の拡張を図るため所有権を移転するものです。

番号4、(田) 817 m² 外3筆 合計 1,367 m² を、耕地の拡張を図るため所有権を移転するものです。なお、譲受人の隣接市の住所地から申請地までの通作時間は15分程度であり、耕作に支障がないと判断し受付をしています。

番号5、(田) 595 m² を、耕地の拡張を図るため贈与により所有権を移転するものです。なお、譲受人については、仕事の関係で住所を県外に置いていますが、1年の3分の2は臼杵市に居住しており、来年の4月を目途に臼杵市に住所を移す予定とのことです。

以上、3条申請5件については、農地法第3条第2項の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件等の許可要件のすべてを満たすものと考えられます。お手元に配布しております、農地法第3条申請チェックリストを併せてご覧いただきたいと思います。

5月24日に実施しました現地調査において、調査委員2名が判断された農地法第3条第2項の各号でありますが、これについて調査委員より、後ほど説明及び報告がありますので、その結果を踏まえ委員会の判断をお願いしたいと思います。

申請地は、次の3~4ページに掲載していますのでご覧ください。以上、3条申請5件についてご提案申し上げます。

議長 それでは、事前に現地調査をしていただいておりますので、調査委員さんより報告をお願い致します。

竹尾 委員 私、竹尾より、佐藤委員、事務局、担当推進委員さんと5月24日に実施しました、議案第33号 農地法第3条の規定による許可申請に関する現地調査の報告を行います。チェックリストと併せて報告します。

番号1の田については、売買により所有権を取得するものです。申請地は1筆の田で、現在は水稻が作付けされています。許可後も同様の作付けを行うとのことです。

3条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の[全部効率利用要件]、[農作業従事要件]、[地域との調和要件]のそれぞれの要件については、審査基準に該当するものと判断します。

番号 2 の田については、売買により所有権を取得するものです。申請地は 1 筆の畠になっており、現在は作付けされていません。許可後は露地野菜の作付けを行うほか、農業用倉庫の建築を検討しているそうです。

3 条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の[全部効率利用要件]、[農作業従事要件]、[地域との調和要件]のそれぞれの要件については、審査基準に該当するものと判断します。

番号 3 の畠については、売買により所有権を取得するものです。申請地は 1 筆の畠で、これまで野菜が作付けされています。許可後はカボスの作付けを行うとのことです。

3 条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の[全部効率利用要件]、[農作業従事要件]、[地域との調和要件]のそれぞれの要件については、審査基準に該当するものと判断します。

番号 4 の田については、売買により所有権を取得するものです。申請地は一枚の畠になっており、これまでキウイが作付けされています。すでに譲受人が管理しており、許可後もキウイの作付けを行うとのことです。

3 条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の[全部効率利用要件]、[農作業従事要件]、[地域との調和要件]のそれぞれの要件については、審査基準に該当するものと判断します。

番号 5 の田については、贈与により所有権を取得するものです。申請地は 1 筆の田で、これまで水稻が作付けされています。譲受人については、住民票は県外にありますが臼杵市に実家があり、こちらに 1 年の 3 分の 2 ほど居ることです。許可後も水稻の作付けを行うとのことです。

3 条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の[全部効率利用要件]、[農作業従事要件]、[地域との調和要件]のそれぞれの要件については、審査基準に該当するものと判断します。

以上、3 条申請 5 件について調査報告となります。委員皆様の慎重な審議をお願いします。

議 長

続きまして、担当推進委員さんより報告をお願いします。

- 首 藤 第 2 地区、推進委員の首藤です。
- 推進委員 番号 1 の田については、売買により所有権を取得するものです。
- 申請地は 1 筆の田で現在は水稻が作付けされています。許可後も同様の作付けを行うとのことであり、特に問題は無いと思われます。
- 番号 3 の畠については、売買により所有権を取得するものです。
- 申請地は 1 筆の畠で、これまで野菜が作付けされています。ハウスがありますがハウスを取り壊して、許可後はカボスの作付けを行うとのことであり、特に周りへの影響はないと考え、問題は無いと思われます。
- 議 長 第 19 地区、上野推進委員さん、お願いします。
- 上 野 第 19 地区、推進委員の上野です。
- 推進委員 番号 2 の田については、売買により所有権を取得するものです。
- 申請地は 1 筆の畠になっており、現在は作付けされていません。許可後は露地野菜の作付けを行うほか、農業用倉庫の建築を検討しているそうです。特に問題は無いと思われます。
- 議 長 第 12 地区の佐藤推進委員さん、お願いします。
- 佐藤孝 第 12 地区、推進委員の佐藤です。
- 推進委員 番号 5 の田については、贈与により所有権を取得するものです。
- 申請地は 1 筆の田で、これまで水稻が作付けされています。譲受人の住民票は県外にありますが、臼杵市に実家があり、こちらに 1 年の 3 分の 2 ほど居ることです。許可後も水稻の作付けを行うとのことで、特に問題は無いと思われます。
- 議 長 ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

一質疑なし－

議長 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。これより議案第33号 農地法第3条の規定による許可申請について採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議がない方は、挙手をお願い致します。

事務局人数確認－「全員挙手」－

議長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第33号 農地法第3条の規定による許可申請については、原案どおり承認することに決定致しました。

次に議案第34号 非農地証明願いについて、事務局より説明をお願いします。

次長 議案書の5ページをお開きください。

議案第34号 非農地証明願いについて、非農地証明願いの提出が下記のとおりあったので提案する。

令和5年6月2日 白杵市農業委員会 会長 小橋 勇二

番号1、(畝) 238 m² の土地について、昭和30年頃より隣接する宅地の庭及び進入路として利用されている土地になります。チェックリストについては、④の非農地化から20年以上経過した土地となります。

申請地は次の7ページに掲載していますのでご覧ください。以上、非農地証明願1件についてご提案申し上げます。

議長 ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

後藤聖 委員 はい。申請地を見たら道路になっていますが、農地ですか。

議 長 道路の件ですか。事務局、説明をお願いします。

首 藤 実際、図面に点線で囲まれている範囲が申請地なのですが、現状としては通路であり自宅なのですが、全く農地の利用になっていないという見
主 幹 方になっています。

議 長 後藤委員さん、今の説明で分かりましたか。

後藤聖 分かったのですが、そのようなことでいいのですか。
委 員

議 長 事務局、進入路と隣の広いところはどうなっていのか説明してください。

首 藤 はい。(写真を見ながら) 実際、国道の方から入ってきて、地区に入っていく道は上の方の道路になります。それから、家が何件かあるところに
主 幹 入っていく進入路として、こちらに道があるということになっております。進入路と書いておりますが、進入路でもあり、このような地区内の通
路ということになっているところです。

議 長 後藤委員さん、分かりましたか。

後藤聖 はい。いいです。
委 員

議 長 ありがとうございます。他に質疑ございませんか。

－質疑なし－

議長 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第34号 非農地証明願いについて、採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は挙手をお願い致します。

事務局人数を確認 －「全員挙手」－

議長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって議案第34号 非農地証明願いについては、原案どおり承認することに決定致しました。

次に議案第35号 農用地利用集積計画の決定について、事務局より説明をお願い致します。

次長 議案書の8ページをご覧ください。

議案第35号 農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画が下記のとおりあつたので提案する。

令和5年6月2日 白杵市農業委員会 会長 小橋 勇二

別冊の農用地利用集積計画（第6号）「令和5年6月2日公告予定」になります。

1ページをご覧ください。この農用地利用集積表は令和5年5月末までに申し出がありました、白杵市全体の集積表であります。1ページの中段やや下、「利用権の設定」の合計欄をご覧ください。

田については、42,835m² 63筆、畠については、10,943m² 10筆、合計面積は 53,778m² 73筆です。

次に貸し手、借り手ですが、貸し手が27名に対して、借り手は14名となります。各筆明細につきましては、3～8ページに掲載していますのでご覧ください。

以上、簡単ではございますが、令和5年6月2日公告予定の農用地利用集積計画（第6号）について、ご提案申し上げます。

議長 ただいまの説明および報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議長 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。これより、議案第35号 農用地利用集積計画の決定について採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は、挙手をお願い致します。

事務局人数を確認 －「全員挙手」－

議長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第35号 農用地利用集積計画の決定については、原案どおり承認することに決定致しました。

次に議案第36号 農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について事務局より説明をお願い致します。

次長 議案書の9ページをお開きください。

議案第36号 農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による、農用地利用集積等促進計画案について意見を求められたので提案する。

令和5年6月2日 白杵市農業委員会 会長 小橋 勇二

なお、内容につきましては、令和5年4月より中間管理事業の主管課が農林振興課になっていますので、詳細につきましては担当課より説明をしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

大津 おはようございます。農林振興課の大津です。

主幹 それでは、議案第36号 農用地利用集積等促進計画案につきまして、説明させていただきます。

1 ページを説明しますので、ご覧ください。

所有者 2 名がそれぞれ所有する (畠) 3 筆 $4,005 \text{ m}^2$ を配分するものです。農用地の所在は 3 ページに掲載していますのでご覧ください。

次に 2 ページを説明しますので、ご覧ください。

(畠) 2 筆 $4,640 \text{ m}^2$ を配分するものです。農用地の所在は 3 ページに掲載していますのでご覧ください。

次に 4 ページを説明しますので、ご覧ください。

所有者 3 名がそれぞれ所有する (畠) 4 筆 $2,150 \text{ m}^2$ を配分するものです。農用地の所在は 5 ページに掲載していますのでご覧ください。

以上、3 件の促進計画について、ご提案申し上げます。

議 長 ただいまの説明および報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議 長 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。これより、議案第 36 号 農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は、挙手をお願い致します。

事務局人数を確認 －「全員挙手」－

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第 36 号 農用地利用集積等促進計画案の意見聴取については、原案どおり承認することに決定致しました。

次に、追加議案ですが、第 37 号 農水省ガイドラインに基づく実績（点検評価）について、事務局より説明をお願い致します。

次 長 追加議案の 1 ページをお開きください。

議案第 37 号 農水省ガイドラインに基づく実績（点検評価）について、農業委員会等に関する法律第 37 条の規定により行うこととされている農業委員会における事務の実施状況の公表について、農業委員会による最適化活動の推進等についての一部改正について（令和 5 年 3 月 9 日付け 4 経営第 2784 号農林水産省経営局農地政策課長通知）5 の（1）により、「農業委員会における事務の実施状況の公表について、毎年度、活動年度の翌年度の 6 月末までに「別紙様式 5」により、インターネットの利用その他適切な方法で行うものとする。」とあることから、令和 4 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について別紙のとおり提案する。

令和 5 年 6 月 2 日 白杵市農業委員会会長 小橋 勇二

まず、別紙様式 5 になります。

1 ページ目となりますが、農業委員会の令和 4 年 4 月 1 日現在の状況ということで、委員会の現体制、それから農家・農地等の概要が書かれています。農家・農地等の概要につきましては、直近の「農林業センサス」等の数字を使っており、現状の通りとなっております。

次のページですが、II 最適化活動の実施状況について、1. 最適化活動の成果目標があります。

（1）農地の集積について、①は現状と課題、②目標、③は実績という作りになっております。現状と目標につきましては、令和 4 年度の目標値となっておりまして、管内の農地面積 2,360 ヘクタールに対しまして、集積率は 39 パーセント、集積面積は 924 ヘクタールありました。これを国の農水省ガイドラインの目標数値に合わせまして、目標を立てております。農地の集積の目標年度が 5 年度、集積率が 5 年度までに「白杵市内の農地の 80.2 パーセントを、すべて担い手に集積する。」というガイドラインの目標に合わせたというところで数値が出ております。そうすると、令和 4 年度の新規集積面積については、718 ヘクタールする必要があり、「4 年度までにする累計面積が 1,642 ヘクタール、4 年度中最終的に集積率が 65.5 パーセントにならないといけませんでしたよ。」というような目標になります。

これに対しての実績になりますが、4 年度の集積面積が 24 ヘクタールありまして、最終的な累計の集積面積が 948 ヘクタールありました。4 年度最終の集積率が全体で 40.1 パーセント、目標に対する達成状況が 57.6 パーセントということで、委員会の点検の結果につきましては、「畑については、集約化が緩やかながら進みつつあるが、水田については高齢化等が進む中で借り手が利用権等の更新を行わない案件も増えている。また、現在の担い手に農地の集積を進めるにしても 1 経営体でカバーできる面積にも限界があるため、新たな担い手の育成も含めた対策

が必要と考えられる。」というような内容で点検結果評価をしております。

次に(2)遊休農地の発生防止・解消になりますが、①現状及び課題ということに対しまして、直近の利用状況調査により判明した遊休農地となります。これは令和3年度の数字になりますが、396ヘクタールの1号遊休農地面積に対しまして、緑区分が282ヘクタール、黄区分が114.0ヘクタールとなっております。

②目標になりますが、令和3年度の利用状況調査における緑区分の遊休農地面積が282ヘクタール、これを「5年間かけて解消しなさい。」というのが農水省のガイドラインになります。ガイドラインの数字の目標でいくと、単年度で「56.4ヘクタールの遊休農地解消が必要でした。」というようなことが書かれております。黄区分については、114ヘクタールです。この黄区分というのが、“重機等を入れないと実際のところ解消は不可能”というような農地のことを言います。

③実績になりますが、今年度の緑区分の遊休農地の解消実績面積は8.4ヘクタールで、緑区分というのが、“重機まで入れなくても解消が可能である”という農地のことを言います。今年度の目標に対して達成度合いは14.8パーセントだったということになります。黄区分に関しては、重機等を入れる必要がありますので、市・農業部門、JA、土地改良区等の関係機関と遊休農地の現状について情報共有を図るため、協議を行っている。ということを書いております。

新規発生遊休農地面積の解消ということですが、令和3年度に新規発生した緑区分の遊休農地の解消面積が今年度の緑区分の遊休農地解消面積と同じ面積ということで、8.4ヘクタールとしております。

④その他ですが、農地利用状況調査、意向調査について書いております。

利用状況調査につきましては、令和4年6月～8月にかけて行い、結果のとりまとめを9月に行いました。その中で発生した1号遊休農地面積が377ヘクタールで、うち緑区分の遊休農地が270ヘクタール、黄区分の遊休農地が107ヘクタールでした。

利用意向調査は、令和4年10月～12月に行い、令和5年1月ごろにとりまとめをしたということです。

その点検結果としまして、遊休農地は高齢化・後継者不在等により耕作できない状況から発生している。また地域農業の担い手も優良農地を求めて耕作地を広げていくため、遊休農地の解消は困難を極める。と書かせていただいております。

次に(3)新規参入の促進について、①現状及び課題ということで、令和元年から3年にかけて令和元年が23経営体で2.4ヘクタール、令和2年度が14経営体で7.3ヘクタール、令和3年度は13経営体で1.9ヘクタールということで新規参入がありました。

課題としては、「担い手の高齢化が進んでいるため、担い手の育成確保は年々厳しい状況となっている。認定農業者の中には、経営改善計画の更新ができない者も出てきている。認定農業者制度や法人化の意義、メリット等について、対象者別に説明会や戸別訪問等を実施して理解を得つつ、人・農地プランの作成や集落営農の推進、企業参入などにより担い手を確保する必要がある。」

これは令和4年当初の現状・課題という形で、人・農地プランという表現をしています。

これに対して②目標ですが、年度が古く、平成28、29、30年となっております。これにつきましては、目標を立てる段階で、この年度の面積を出しなさい。という指定がありましたので、このような形で出ております。この3年の平均面積が43.2ヘクタール新規がありました。その新規での貸付について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積が4.3ヘクタールという目標を立てておりました。

③実績になりますが、新規参入者の令和4年度の参入状況につきましては、5経営体で、取得農地面積が1.3ヘクタールになりました。これにつきましては、農地所有者の同意を得た上で公表した農地の面積がないため、0ヘクタールと書いておりますが、実態は5経営体で1.3ヘクタールあったということになります。

委員会の点検結果については、目標の時点で書かれたところとほぼ変わらないため、同内容でありますが、“人・農地プラン”がなくなり、“地域計画”という表現に変えており、 “人・農地プラン”のところが “地域計画作成や…” というような形で、「地域計画」に文言を変えただけとなります。

2. 最適化活動の活動目標になりますが、活動に関しましては、一人当たりの活動日数が月に10日と目標を立てておいて、最低限の目標ということで当初示されておりました。農業委員、最適化推進委員すべての方に活動をお願いしたいと書いております。

活動強化月間につきましては、4~6月、10~12月ということで、利用権設定がちょうど終期を迎える等がありますので、そこに一旦集中させて、利用権設定の再設定や中間管理事業への移行等についての手続きについてお願いします。というようなことで、目標及び実績はこれに取り組みましたということで書いております。

(3)新規参入相談会への参加ということで、新規参入者の相談が目標値として1回立てておりました。これは令和4年8月20日になります

が、大分県農業会議が主催ということで、「おんせん県おおいた就農・就業応援フェア」がコンパルホールでありました。これについては、最適化推進委員や農業委員の参加が1名ということで計画を立てていましたが、実績としましては都合が合う方がいなかったため、今回は参加を見合わせております。

目標の達成状況の評語については、「目標に対して期待を（やや）下回る結果となった」と書かせていただきました。

次に推進委員等の点検・評価結果につきましては、15点未満の「目標に対して期待を（やや）下回る結果となった」という方が、推進委員25名だったということで今回はこのように表を作成しております。

Ⅲ事務の実施状況ということで、1. 総会、部会の開催実績ですが、総会については月に1回必ず行いますので、“月に1回ずつ”と書いております。

2. 農地法第3条に基づく許可申請については、4年度は39件、申請順から許可が出るまで21日かかるということで、総会の開催日と申請書の締切日も公表していると書いております。

3. 農地転用に関する事務についてですが、権限の移譲等に関しましては地方自治法180条の2に基づき、市町村長から農業委員会へ事務委任されているとなっています。1年間の処理件数に関しましては36件ありました。うち許可相当が36件、これも標準処理期間に関しましては21日と書いております。

4. 違反転用への対応に関しては、管内の農地面積2,360m²に対して、違反転用という形でこちらにあげた農地面積はありませんでした。これに対して実施した活動については、農業委員及び農地利用最適化推進委員による最適化活動により担当地区内における転用申請案件以外の転用行為がないかを「日々巡回した。」ということで、今回は違反転用ということで解消させた等の実績はありませんでしたので、0ヘクタールと書いております。

これらに関して、皆さま方の「このような表現はどうか」といった意見がありましたら今回聞かせていただき、そのあと追加する形で全国農業会議所を通じてホームページに掲載したいと考えております。以上で提案を終わります。

議長 ただいまの説明及び報告に対して、これより質疑を行います。質疑ございますか。

－質疑なし－

議長 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。これより、議案第37号 農水省ガイドラインに基づく実績について採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は、挙手をお願い致します。

事務局人数を確認 －「全員挙手」－

議長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第37号 農水省ガイドラインに基づく実績については、原案どおり承認することに決定致しました。以上で本総会の議案はすべて終了しました。ありがとうございました。